

# 専門実践教育訓練給付制度のご案内

## 専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の能力開発、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、一定の要件を満たした方に対して、受講費用の一部を給付する制度です。

### 1. 給付対象者

講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。

(ただし、以前に教育訓練給付金を受給している場合、前回の受講開始から次の専門教育訓練の受講開始前までの間に3年以上雇用保険期間を有している方)

### 2. 給付対象学科

未来学園の教育訓練指定講座の対象は以下の学科になります。

- ・前橋医療福祉専門学校 介護福祉学科(2年制)
- ・京都文化医療専門学校 歯科衛生学科(3年制)

### 3. 給付金額

専門実践教育訓練を受講している間と、修了後に、下記の金額がハローワークから支給されます。

平成30年1月1日 以降の受講開始から	支給額	修了後支給額	合計額 (概算)
	受講者が支払った教育訓練経費の50%を支給	資格取得をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合20%を追加支給	
介護福祉学科	(上限額) 40万円/年×2年	(上限額) 16万円/年×2年	(上限額) 112万円
歯科衛生学科	(上限額) 40万円/年×3年	(上限額) 16万円/年×3年	(上限額) 168万円

\* 上記金額はあくまでも上限額であり、支給が保証されるものではありません。

### 4. 教育訓練支援給付金

さらに、初めて専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講される方で、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方には「教育訓練支援給付金」が支給されます。支給要件および支給額等について、詳しくはお近くのハローワークにてご確認ください。